

幸監発第 15 号
令和8年 7月31日

幸 手 市 長 木村 純夫 様
幸手市議会議長 青木 章 様

幸手市監査委員 丸山 洋之

幸手市監査委員 松田 雅代

例月出納検査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき、及び幸手市監査基準に準拠して実施した令和8年6月分の例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 検査対象

- (1) 水道事業会計
- (2) 下水道事業会計
- (3) 農業集落排水事業会計
- (4) 一般会計及び特別会計
- (5) 基金

以上の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

2 検査期日 令和8年7月27日（月）

3 検査手続

検査の対象となった現金出納事務について計数は正確か、現金、預金、借入金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続きに基づき実施した。

4 検査結果

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、計数上の誤りは認められなかった。

5 指摘事項

特になし。